平成 2 3 年 8 月 2 6 日

## 規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定)

## (抜粋)

- I. 各分野における規制・制度改革事項
  - 2. ライフイノベーション分野
    - ③ 医療行為の無過失補償制度の導入

## 【ライフイノベーション③】

10.14.1	
規制・制度改革事	医療行為の無過失補償制度の導入
項	
規制・制度改革の 概要	① 誰にでも起こりうる医療行為による有害事象に対する補
	償を医療の受益者である社会全体が薄く広く負担をする
	ため、保険診療全般を対象とする無過失補償制度の課題
	等を整理し、検討を開始する。
	<平成 23 年度検討開始>
	② また、同制度により補償を受けた際の免責制度の課題等
	を整理し、検討を開始する。<平成 23 年度検討開始>
所管省庁	厚生労働省、法務省